

別表六（二十六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12の6第3項、第4項、第6項又は第7項《生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において同条第4項又は第7項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。
- 2 「措置法第42条の12の6第3項及び第6項の規定の適用可否」の欄は、措置法第42条の12の6第3項又は第6項の規定の適用を受ける場合において、次に掲げる場合に該当するときに「可」と記載します。
 - (1) 当該事業年度が令和8年4月1日前に開始した事業年度である場合において、別表六（七）「8」、「15」又は「18」の要件のいずれかに該当するとき。
 - (2) 当該事業年度が令和8年4月1日以後に開始する事業年度である場合において、別表六（七）「8」及び「15」の要件のいずれにも該当し、又は同表「18」の要件に該当するとき。
- 3 「単価3」の欄は、次に掲げる措置法第42条の12の6第3項に規定する産業競争力基盤強化商品の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。
 - (1) 措置法第42条の12の6第3項第1号に規定する基準演算半導体 1万6,000円
 - (2) 措置法令第27条の12の6第2項第1号《生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》に掲げる特定演算半導体 1万3,000円
 - (3) 措置法令第27条の12の6第2項第2号に掲げる特定演算半導体 1万1,000円
 - (4) 措置法令第27条の12の6第2項第3号に掲げる特定演算半導体 7,000円
 - (5) 措置法第42条の12の6第3項第2号に規定する基準半導体 4,000円
 - (6) 措置法令第27条の12の6第3項第1号に掲げるパワー半導体等 6,000円
 - (7) 措置法令第27条の12の6第3項第2号に掲げるパワー半導体等 2万9,000円
 - (8) 措置法令第27条の12の6第3項第3号に掲げるパワー半導体等 1万8,000円
 - (9) 措置法第42条の12の6第6項第1号に掲げる自動車 20万円（同号に規定する内燃機関を有しないものにあつては、40万円）
 - (10) 措置法第42条の12の6第6項第2号に掲げる鉄鋼 2万円
 - (11) 措置法第42条の12の6第6項第3号に掲げる基礎化学品 5万円
 - (12) 措置法第42条の12の6第6項第4号に掲げる燃料 30円
- 4 「販売数4」の欄は、措置法第42条の12の6第3項各号及び第6項各号に規定する証明がされた数の合計を記載します。
- 5 「調整後販売数5」の欄は、「販売数4」の数を次に掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した数にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した数の合計を記載します。
 - (1) 措置法第42条の12の6第3項に規定する半導体生産用資産又は同条第6項に規定する特定商品生産用資産を事業の用に供した日（以下5において「供用日」といいます。）から供用日以後7年を経過する日までの期間 100分の100
 - (2) 供用日以後7年を経過する日の翌日から供用日以後8年を経過する日までの期間 100分の75
 - (3) 供用日以後8年を経過する日の翌日から供用日以後9年を経過する日までの期間 100分の50
 - (4) 供用日以後9年を経過する日の翌日以後の期間 100分の25
- 6 「投資した金額の合計額9」の欄は、措置法規則第20条の10の2第4項《生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》に規定する確認申請書に記載された同項に規定する投資した金額の合計額又は同条第6項に規定する確認申請書に記

載された同項に規定する投資した金額の合計額を記載すること。

7 「既控除対象額 10」の欄は、措置法令第 27 条の 12 の 6 第 4 項第 2 号又は第 6 項第 2 号に掲げる金額がある場合には、当該金額を含めて記載します。

8 「翌期繰越額 37」及び「翌期繰越額 40」の各欄の外書には、別表六(六)「8」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。